

三条市新規鍛冶人材育成事業 鍛冶研修生 募集要項

越後三条鍛冶集団では、三条市が行う「新規鍛冶人材育成事業」の委託を受けて、経済産業大臣指定伝統的工芸品「越後三条打刃物」の製造を見習いとして習得しながら、将来は三条で独立した鍛冶屋を目指す鍛冶研修生を募集します。

| 目的 |

本事業では、「鍛冶研修生を、将来「三条で独立」させ（※1）、「生業」（※2）として成り立たせるとともに、伝統的工芸品 10 品目（※3）を次代に残すこと」を目指します。

- ※1 既存の鍛冶事業所への従業員としてではなく、「三条市内」で独立する意欲のある方を雇用します。
- ※2 鍛冶の仕事が「生業」となるよう、鍛冶研修生の期間中は、技術だけでなく、経営、営業等幅広く学んでもらいます。（技術のみの習得を目指す方はご遠慮ください。）
- ※3 越後三条打刃物は、高度な自由鍛造技術を駆使することにより特徴があり、その造形技術が生み出す多様な製品群に対して、平成 21 年（2009 年）4 月に経済産業大臣により、伝統的工芸品の指定を受けました。

[指定品目]

「木鋏（きばさみ）」「ヤットコ」「和釘」「鉞（まさかり）」「鎌」
「切出（きりだし）小刀」「包丁」「鑿（のみ）」「鉦（なた）」
「鉦（かんな）」

上記のうち、「包丁」「鑿（のみ）」は、研修を終了しました。現在、「鉦（なた）」を習得中です。そのため、それ以外の 7 品目の技術の習得を希望する方を優先的に採用します。

| 業務内容 |

- 1 打刃物製造見習
 - ・主に越後三条鍛冶集団の会員事業所で見習として働いてもらいます。
- 2 越後三条鍛冶集団が鍛冶・打刃物のPR等のために行う事業の補助
 - ・三条鍛冶道場での事業、あるいは首都圏等の展示会出展など、各種事業の参加を通して、技術、営業等を学んでもらいます。
- 3 打刃物製造業に必要な知識・技術の習得
 - ・大学や行政、民間等が実施する研修（セミナー・講座等）に参加して、技術を裏付けする知識、独立に必要な経営面での知識などを学んでもらいます。
- 4 その他
 - ・その他、本事業の目的を達成するために、必要な業務を実施してもらいます。

| 研修場所 |

- 1 三条鍛冶道場
 - ・雇用開始から数ヶ月、三条鍛冶道場で基本的な鍛冶の知識・道具の使い方等について研修を受けてもらいます。
- 2 受入事業所
 - ・三条鍛冶道場での研修後、越後三条鍛冶集団の会員のいずれかの事業所で受入し、研修を行います。ただし、本人の希望と受入事業所の希望が合致した場合に限りますので、越後三条鍛冶集団の会員事業所の中で、受入事業所が見つからなかった場合は、三条鍛冶道場での研修期間終了をもって終了いたします。そのため、三条鍛冶道場での研修期間中に、ご自身でも受入事業所と交渉してもらいます。
 - ・受入事業所は、越後三条鍛冶集団の会員事業所のうち、個人事業主を優先します。
 - ・越後三条鍛冶集団が実施する各種事業に参加していただくため、三条鍛冶道場や首都圏等の展示会等にも参加してもらおう場合があります。

| 雇用期間、勤務条件、採用予定人員 |

(1) 雇用期間 (予定)

三条鍛冶道場での研修期間：平成 29 年 9 月 16 日～平成 29 年 12 月 28 日

受入事業所での研修期間　：平成 30 年 1 月 4 日～

- ※ 受入事業所が見つからなかった場合は、三条鍛冶道場での研修期間をもって終了する場合があります。
- ※ 一人前の鍛冶職人となるには、おおむね 10 年程度の研修期間が必要と考えています。受入事業所が見つかった場合、実績・能力・本人の意思等を考慮の上、1 年毎に越後三条鍛冶集団により、継続雇用を検討します。越後三条鍛冶集団による継続雇用は最大 5 年間となります。6 年目以降は、各個別の事業所との交渉になります。
- ※ 鍛冶の作業環境にそぐわない方は、会長の判断で契約を終了する場合があります。

(2) 採用予定人員

1 人

(3) 勤務条件等

ア 三条鍛冶道場での研修中

- ・ 給与　　： 時給 800 円
- ・ 社会保険： 雇用保険、労災保険加入
- ・ 主勤務地： 三条鍛冶道場（三条市元町 11-53）
- ・ 勤務時間： 週 20 時間～30 時間程度
- ・ 休　　日： 応相談

イ 三条鍛冶道場での研修終了後（受入事業所での研修中）

- ・ 給与月額： 150,000 円（通勤手当・住宅手当別途支給）

- ・ 社会保険： 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険加入
- ・ 主勤務地： 越後三条鍛冶集団の会員のいずれかの事業所
- ・ 勤務時間： 原則午前8時30分～午後5時30分
(休憩60分。実働8時間)
※ただし、受入事業所の勤務時間に合わせていただく場合があります。
- ・ 休 日： 土、日、年末・年始(12/29～1/3)
※ただし、土日にイベント等の運営補助に従事していただく場合があります。
- ・ 休 暇： 年次有給休暇(年間20日)、夏季休暇

尚、上記勤務時間、休日、休暇については受入事業所の条件に合わせていただきます。

| 応募資格 |

- ア 将来、鍛冶職人として三条で独立するための素養と強い意欲を持っていること。個人事業主又は会社経営者となるために、研修期間中に習得すべき能力としては、高い品質の道具を作る技術はもちろん、取引先や同業者との人間関係や、どんな製品をどのくらいの価格で作り誰にどう売るかといった経営判断等の能力を身につけていくことも必要と考えられます。
- イ 指定された研修先(三条市内鍛冶事業所)に通勤可能なこと。
- ウ 35歳未満であること。
- エ 性別、国籍、居住地は問いません。ただし、日本国籍を有しない人は、採用時に就業可能な在留資格がない場合は採用されません。
- オ 次のいずれかに該当する人は応募できません。
 - ・ 成年被後見人及び被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ・ 前職において、懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

| 選考方法・試験日程等 |

(1) 選考フロー

◎応募受付	6月27日(火)～7月25日(火)
◎面接試験	7月30日(日)
・越後三条鍛冶集団役員、受入希望事業所による面接試験 (会場：三条鍛冶道場)	
◎合格発表	7月30日(日)
◎就業日(予定)	9月16日(土)

(2) 応募方法

- ・履歴書(様式自由。本人顔写真貼付のこと)を提出してください。郵送の場合、封筒の表に「新規鍛冶人材育成事業履歴書在中」と朱書きし、書留等確実な方法で郵送してください。
 - ・履歴書には、日中に確実に連絡可能な連絡先(携帯電話等)を明記してください。
 - ・自身のホームページ、ブログ等、自己PRにつながるものがあれば添付できます。
- ※応募に際し提出された書類は原則として、返却しません。また、書類は本事業の採用のためだけに使用し、三条市個人情報保護条例に基づき、適切に管理いたします。

| 採用に関する問合せ及び書類送付先 |

三条鍛冶道場

〒955-0072 新潟県三条市元町 11-53

電話番号 0256-34-8080

E-mail kaji@city.sanjo.niigata.jp